

介護付き有料老人ホーム庵原屋日和館

特定施設入居者生活介護

利用契約書

令和 元年 5 月 1 日





介護付き有料老人ホーム庵原屋日和館  
特定施設入居者生活介護 利用契約書

【表題部】

|                                              |                                                 |                   |                         |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------|-------------------------|
| 契約締結日                                        | 令和            年            月            日       |                   |                         |
| 入居日                                          | 令和            年            月            日       |                   |                         |
| 指定特定施設等の表示                                   | 名            称                                  | 介護付有料老人ホーム 庵原屋日和館 |                         |
|                                              | 所    在    地                                     | 静岡市清水区江尻町4番41号    |                         |
|                                              | 特定施設入居者生活介護事業所番号                                | 2274201207        |                         |
| 契約当事者の表示                                     | ご入居者                                            | Ⓔ 男 ・ 女           |                         |
|                                              | 大正 ・ 昭和            年            月            日生 |                   |                         |
| 成年後見人<br>或いは<br>任意後見受任者                      | ご住所                                             |                   |                         |
|                                              | ご芳名                                             | Ⓔ                 |                         |
| 事業者                                          | 住            所                                  | 静岡市清水区江尻町4番41号    |                         |
|                                              | 法    人    名                                     | 有限会社 庵 原 屋        |                         |
|                                              | 代 表 者 名                                         | 代表取締役 鈴 木 敏 博 Ⓔ   |                         |
| 契約立会人<br>等の第三者<br>(該当者があ<br>る場合には署<br>名を求める) | 1                                               | ご住所               |                         |
|                                              |                                                 | ご芳名               | Ⓔ                       |
|                                              |                                                 | ご入居者との続柄          | 配偶者・身元引受人・家族<br>その他具体的に |
|                                              | 2                                               | ご住所               |                         |
|                                              |                                                 | ご芳名               | Ⓔ                       |
|                                              |                                                 | ご入居者との続柄          | 配偶者・身元引受人・家族<br>その他具体的に |

## 前文

ご入居者と事業者は、介護保険法その他の法令(以下「介護保険法令等」という。)に定める指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定特定施設入居者生活介護(以下、「指定特定施設等」という。)の利用にあたり、下記のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を利用する要支援者又は特定施設入居者生活介護を利用する要介護者(以下、「ご入居者」という。)に対し、指定特定施設等において、介護保険法令等を遵守し、本契約の定めるところに従い、ご入居者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目的としてサービスを提供します。

2 本契約に基づき提供されるサービスの内容(本契約第4条及び第5条に定めるもの。以下同じ。)は、重要事項説明書に添付する『個別選択による介護サービス等一覧表』に定めるとおりとします。

### 第2条 (契約期間と更新)

本契約の有効期間は、介護保険法令等に基づく要介護認定等の有効期間とします。ただし、上記の契約期間満了日以前に、ご入居者に関して介護保険法令等により行われる要支援認定又は要介護認定、更新認定、状態区分の変更認定、取消等の手続き等により、要支援認定又は要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定又は要介護認定有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の7日以上前までにご入居者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

### 第3条 (運営規程)

事業者は、指定特定施設等において、以下に掲げる重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めます。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 指定特定施設等のサービス内容及び利用料その他の費用の額
- 五 ご入居者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法

## 八 非常災害対策

## 九 その他運営に関する重要事項

### 第4条（介護保険給付対象サービス）

本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、介護予防特定施設サービス計画又は特定施設サービス計画（以下、「特定施設等サービス計画」という。）に基づき、事業者がご入居者に対して提供するサービスをいいます。

- 2 前項のサービスのうち、介護予防特定施設入居者生活介護においては、ご入居者の介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、ならびに機能訓練及び療養上の世話をを行います。
- 3 第1項のサービスのうち、特定施設入居者生活介護においては、ご入居者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、ならびに機能訓練及び療養上の世話をを行います。

### 第5条（介護保険給付対象外サービス）

本契約において、「介護保険給付対象外サービス」とは、介護保険の給付対象となる前条の指定特定施設等の介護保険給付とは別に、介護に係る費用を受領できる介護サービスであって、厚労省令第35号第238条第3項第一号、厚生省令第37号第182条第3項第一号及び当該省令の解釈通知である、老企第52号に定める人員配置が手厚い場合の介護サービス及び個別的な選択による個別介護サービスをいい、別紙「要支援認定又は要介護認定に伴う確認書」の書面に定めるものをいいます。

### 第6条（介護予防又は介護の場所）

事業者は、ご入居者に対し本契約に基づく介護予防サービス又は介護サービス（以下、「介護等」という。）を、原則としてホームにおけるご入居者の介護居室において提供します。

- 2 事業者は、ご入居者に対しより適切な介護等のため必要と判断する場合に、本契約に基づく提供の場所をホーム内において変更することがあります。
- 3 前項の必要性の判断及び介護等の場所の変更にあたっては、事業者は医師の意見を聴くとともに、ご入居者の意思を確認します。
- 4 事業者は、第2項による変更後の場所における介護等が長期となり居室の住み替えが必要となった場合で、ご入居者の居室の権利や利用料に変更を伴う場合には、一定の観察期間を設けると同時に、住み替え後の居室及び介護等の内容、権利の変更、費用負担の増減等について、ご入居者に説明し、ご入居者の同意を得ます。

## 第7条（地域との連携等）

事業者は、事業運営にあたり、周辺地域住民が行う活動等を通じて地域との交流に努め、また地方自治体が実施する事業に協力するよう努めるものとします。

## 第2章 介護等の内容確認とその手続き

### 第8条（要支援認定又は要介護認定に伴う確認）

事業者は、利用者の要支援認定又は要介護認定が確定・更新・変更された場合、その内容を確認するために、次の各号に定める事項を含めた「要支援認定又は要介護認定に伴う確認書」を利用者に交付します。

- 一 要支援認定又は要介護認定の内容及びその認定日、有効期間
- 二 認定審査会の意見
- 三 市町村により確定されたその他の重要な事項

2 前項の確認に際して、事業者は、利用者に対して次の各号に定める事項について説明を行い、それについての利用者の意思を確認します。

- 一 本契約第4条に定める「介護保険給付対象サービス」に関する費用の額への同意、及びその支払方法について法定代理受領とするか償還払いとするかの選択
- 二 本契約第5条に定める「介護保険給付対象外サービス」に関するサービス内容及び利用料金についての同意
- 三 本契約に基づくサービスの利用に関して、利用者が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意
- 四 その他利用者又は事業者において必要と考えられる事項

### 第9条（特定施設等サービス計画の作成・変更）

事業者は、介護保険法令等に基づき、ご入居者ごとに特定施設等サービス計画の原案又は変更案を作成します。

2 前項の原案又は変更案は、ご入居者又はその家族に書面で交付し、かつ協議を行い、その同意を得て上で決定します。

### 第10条（サービス提供の記録等）

事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「介護記録」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入します。

2 事業者は、介護記録等の書面を作成し、契約終了後2年間これを保存し、入居者の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

## 第3章 事業者の義務

### 第11条（事業者の守秘義務）

事業者は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供するうえで知り得たご入居者又はそのご家族等に関する事項を第三者にもりません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

## 第4章 サービスの料金の支払い

### 第12条（サービス利用料金）

ご入居者は、事業者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの利用料を、「要支援認定又は要介護認定に伴う確認」（第8条）及び「特定施設等サービス計画」（第9条）に基づき支払うものとします。

2 事業者は、ご入居者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの内容に基づき、ご入居者が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分等を記載した請求書をあらかじめ送付します。

### 第13条（利用料金の変更）

介護保険法令等の変更に伴い本契約第8条第2項第一号に定める費用に変更があった場合、事業者はご入居者等への説明を行い、当該利用料金等を変更することができます。

2 本契約第8条第2項第二号に定める費用として支払う利用料金について、事業者は、ご入居者の同意を得たうえで、当該利用料金を変更することができます。この場合、事業者は、ホームの所在する地域の発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案するなどの手続きをとるものとします。

### 第14条（証明書の交付）

事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いを受けたときは、ご入居者の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。

2 前項のサービス提供証明書の発行に際し、事業者はご入居者に対して、当該証明書の使用目的や提出先についての説明を求めることがあります。

### 第15条（損害賠償）

事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万一事故が発生しご入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかにご入居者に対して損害を賠償します。ただし、ご入居者に故意又は重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができます。

## 第5章 契約の終了

### 第16条（契約の終了事由）

本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- 一 ご入居者が死亡した場合
  - 二 介護予防特定施設入居者生活介護の利用契約者が、自立に認定変更された場合
  - 三 特定施設入居者生活介護の利用契約者が、自立に認定変更された場合
  - 四 入居契約が終了した場合
  - 五 事業者が介護保険法令等に基づく指定特定施設等の事業者指定取り消された場合又は指定更新を行わなかった場合
  - 六 利用者が指定特定施設等の利用に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合
  - 七 第17条又は第18条に基づき本契約が解除又は解約された場合
- 2 前項第二号又は第三号に該当する場合、原則として当該契約はいったん終了しますが、引き続き特定施設等入居者生活介護の利用契約を締結しようとする場合、本契約書は有効に継続するものとします。

### 第17条（事業者からの契約解除）

事業者は、ご入居者の行動が他のご入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することがあります。

- 2 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。
- 一 一定の観察期間をおくこと。
  - 二 医師の意見を聴くこと。
  - 三 契約解除の通告について90日の予告期間をおくこと。
  - 四 前号の通告に先立ち、ご入居者本人の意思を確認するとともに、入居契約で定める身元引受人等の意見を聴くこと。
- 3 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いにつき、ご入居者がしばしば遅延し、又はその支払いがない場合など、本契約における事業者とご入居者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、90日の予告期間において、本契約を解除することがあります。この場合、前項第四号の規定を準用します。
- 4 前項において、ご入居者が介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを希望しており、本契約第8条第2項第一号に定める費用の支払いを2ヶ月以上滞納し、再三の催促にも支払いが無い場合には、事業者が本



契約の解除に先立ち行う予告期間は6ヶ月とします。

## **第18条（ご入居者からの中途解約）**

ご入居者は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、ご入居者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者に書面により通知するものとします。

## **第19条（精算）**

第16条の規定に基づき、本契約が終了した場合において、ご入居者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了月の翌月末までに精算するものとします。

## **第6章 苦情処理**

### **第20条（苦情処理）**

事業者は、本契約に基づくサービスに関するご入居者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置し、その内容を記録します。

- 2 ご入居者は、事業者が本契約に基づき提供したサービスに関して、公益社団法人全国有料老人ホーム協会に苦情を申し立てることができます。
- 3 ご入居者は、行政機関又は国民健康保険団体連合会等の苦情申し立て機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができます。

## **第7章 法令遵守体制**

### **第21条(法令遵守体制)**

事業者は、法令遵守責任者を配置し、法令を遵守し、ご入居者の基本的人権を侵害することなく、ご入居者一人ひとりのニーズに応えるサービス提供を行う事ができる体制を整えます。

## **第8章 秘密保持、個人情報保護**

### **第22条(秘密保持、個人情報の保護)**

特定施設等の利用契約により入手したご入居者及びそのご家族の個人情報について、その取扱いについて下記のとおり定めます。

- 1 個人情報の使用期間は介護サービス等の提供に必要な期間及び契約期間に準じます。
- 2 個人情報を使用する目的
  - 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため

- ご入居者に関わる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- ご入居者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
- ご入居者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- その他サービス提供で必要な場合
- 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

### 3 個人情報の使用条件

- 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、ご入居者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。
- 緊急を要すると判断した場合は、必要最小限の個人情報を、上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を促すとともに、速やかにご入居者に対して報告する。
- ご入居者及びそのご家族の求めに応じて、第三者への個人情報の提供を中止する。

## 第9章 その他

### 第23条（誠意処理）

本契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令等の定めるところを尊重し、事業者とご入居者が協議の上、誠意をもって解決するものとします。

### 第24条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、静岡地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、ご入居者及び事業者は予め合意します。

#### 付 則

平成 18 年 7 月 1 日施行  
 平成 21 年 8 月 1 日改正  
 平成 21 年 11 月 1 日改正  
 平成 23 年 1 月 10 日改正  
 平成 23 年 10 月 1 日改正

平成 25 年 4 月 1 日改正  
 平成 27 年 4 月 1 日改正  
 平成 27 年 10 月 1 日改正  
 令和 元年 5 月 1 日改正



